

---

## 平成20年第2回(6月)南丹市議会定例会会議録(第4日)

平成20年6月26日(木曜日)

---

### 議事日程(第4号)

平成20年6月26日 午前9時59分開議

- 日程第1 報告第1号から報告第10号まで及び議案第63号から議案題74号まで  
(委員長報告、質疑、討論、表決)
- 日程第2 意見書案について(質疑、討論、表決)
- 日程第3 閉会中の継続調査申出について
- 日程第4 議員の派遣について  
人権擁護委員候補の推薦について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 専決処分の承認について  
(南丹市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について)  
(市長提出)
- 報告第2号 専決処分の承認について  
(平成19年度南丹市一般会計補正予算(第5号))  
(市長提出)
- 報告第3号 専決処分の承認について  
(平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第5号)) (市長提出)
- 報告第4号 専決処分の承認について  
(平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算  
(第3号)) (市長提出)
- 報告第5号 専決処分の承認について  
(平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算  
(第3号)) (市長提出)
- 報告第6号 専決処分の承認について  
(平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第4号)) (市長提出)
- 報告第7号 専決処分の承認について  
(平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算  
(第5号)) (市長提出)

- 報告第 8 号 専決処分の承認について  
(南丹市税条例の一部改正について) (市長提出)
- 報告第 9 号 専決処分の承認について  
(南丹市都市計画税条例の一部改正について) (市長提出)
- 報告第 10 号 専決処分の承認について  
(南丹市手数料徴収条例の一部改正について) (市長提出)
- 議案第 63 号 南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 64 号 南丹市立保育所入所児童通園バス使用料条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 65 号 南丹市農業集落排水処理施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 66 号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第 67 号 南丹市道路路線の廃止について (市長提出)
- 議案第 68 号 南丹市道路路線の認定について (市長提出)
- 議案第 69 号 南丹市道路路線の変更について (市長提出)
- 議案第 70 号 平成 20 年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築工事の協定締結について (市長提出)
- 議案第 71 号 平成 20 年度南丹市一般会計補正予算 (第 1 号) (市長提出)
- 議案第 72 号 平成 20 年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (市長提出)
- 日程第 2 意見書案について
- 日程第 3 閉会中の継続調査申出について
- 日程第 4 議員の派遣について  
人権擁護委員候補者の推薦について

---

**出席議員 (25名)**

1 番 仲 絹 枝	2 番 大 面 一 三	3 番 高 野 美 好
4 番 森 爲 次	5 番 川 勝 眞 一	6 番 末 武 徹
7 番 橋 本 尊 文	8 番 中 川 幸 朗	9 番 小 中 昭
11 番 川 勝 儀 昭	12 番 藤 井 日出夫	13 番 矢 野 康 弘
14 番 森 嘉 三	15 番 仲 村 学	16 番 外 田 誠

17番 中井 榮 樹	18番 西村 則 夫	19番 井 尻 治
20番 村田 憲 一	21番 松尾 武 治	22番 高橋 芳 治
23番 八木 眞	24番 村田 正 夫	25番 谷 義 治
26番 吉田 繁 治		

---

**欠席議員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

事務局 長	勝山 秀 良	課長 補 佐	森 雅 克
係 長	西村 和 代	主 任	安木 裕一郎

---

**説明のため出席した者の職氏名**

市 長	佐々木 稔 納	副 市 長	仲 村 脩
副 市 長	岸 上 吉 治	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	松 田 清 孝
企画管理部長 兼人事秘書課長	上 原 文 和	市 民 部 長	草 木 太久実
福 祉 部 長	永 塚 則 昭	農 林 商 工 部 長	西 岡 克 己
土 木 建 築 部 長	山 内 明	上 下 水 道 部 長	井 上 修 男
教 育 次 長 兼教育総務課長	東 野 裕 和	会 計 管 理 者	永 口 茂 治

---

**午前10時00分開議**

**○議長（吉田 繁治君）** 皆さん、おはようございます。

ご参集、ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は25名であります。

定足数に達しておりますので、これより6月定例会を再開して、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、報告いたします。

市長より、6月11日の大西一三議員の質問に対する答弁において、字句の訂正の申し出がありました。議員からの申し出は会議規則第65条の規定により、議長において許可することとなっており、市長からの申し出もこれに準ずることといたします。

なお、字句等の訂正については、議長において対処いたします。

それでは、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

-----

**日程第1 報告第1号から報告第10号まで及び議案第63号から議案第74号まで**

**○議長（吉田 繁治君）** 日程第1「報告第1号から報告第10号まで及び議案第63号から議案第74号まで」を一括して議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

まず、面村総務常任委員長。

**○総務常任委員長（面村 則夫君）** それでは、総務常任委員会に付託されました報告4件、議案5件について、審査の状況と結果の報告をいたします。

当総務常任委員会におきましては6月17日に委員会を開催をし、それぞれの議案につきまして、慎重に審査を行ったところでございます。

まず、報告第2号、専決処分の承認について、平成19年度一般会計補正予算（第5号）についてであります。

詳細説明ののち、財産管理費の財源内訳の内訳変更などの質疑を行い、採決の結果、全員の賛成により承認することに決しました。

次に、報告第5号、専決処分の承認について、平成19年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

説明ののち質疑を行いまして、採決の結果、全員の賛成により承認することに決しました。

次に、報告第8号、専決処分の承認についてであります。

これは南丹市税条例の一部改正でございます。本件につきましては、ご案内のとおり、議会運営委員会なり、また本会議で質疑が行われました。この専決処分については議会の議決権を侵害しているとの論議がなされたのち、当総務常任委員会に付託されたものでございます。この専決処分につきましては、市長から、一定の説明や考え方がなされたところではありますが、当委員会で協議をいたしました結果、審査の前に、今後の専決処分のあり方や議会の議決権の保障を含めて、再度、理事者の説明を求めることといたしました。仲村副市長に出席をいただいたところでございます。仲村副市長より、今回の専決処分については、地方税法の一部改正が4月30日に成立、公布されたものに伴うものである。地方税法は枠法であり、従前より一括専決処分をしてきた。今回の専決処分の中に附則で施行日が21年度分もあったが、国が一括して法律で決定したので、本市においても同一步調をとった。今後の専決については事前に十分精査をし、議会の権能を侵さないよう対処するとの考え方が示されたところでございます。当委員会といたしましては、長の専決処分は地方自治法第179条の立法趣旨を尊重され、議会の議決権の保障に十分留意をし、市民の権利や義務にかかわる条例は極力専決をせず、議会

の議を得て、制定されることを強く申し上げ、内容審査に入ったところでございます。担当課長より公的年金からの特別徴収制度の具体的な説明を受け、質疑を行いました。討論では少数意見として、この専決を認めることは住民感情が許さないので反対をするという意見があり、採決の結果、賛成多数により承認することに決しました。

次に、報告第9号、専決処分の承認について、南丹市都市計画税条例の一部改正であります。審査の結果、全員の賛成により承認することに決しました。

次に、議案第63号、放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正についてであります。詳細説明ののち質疑を行い、表決の結果、賛成全員で可決いたしました。

次に、議案第66号、南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。これも審査の結果、賛成全員で可決をいたしました。

次に、議案第71号、平成20年度南丹市一般会計補正予算第1号についてであります。各担当部、次長より詳細説明を受け、質疑に入り、土地・建物売払収入の内容や充当される事業、組織改正で新たに設置される総合政策課の目的や人員についての質疑を行い、表決の結果、賛成全員により可決することに決しました。

次に、議案第73号、平成20年度殿田小学校改築工事（学校給食共同調理場建設）請負契約について、審査の結果、賛成全員で可決をいたしました。

最後に、議案第74号、南丹市監査委員条例の一部改正についてであります。監査委員事務局長より詳細説明を受け、質疑に入り、財政健全化判断比率と資金不足比率の計算方法の資料提出を求め、表決の結果、賛成全員で可決することに決定をいたしました。

以上、今定例会で総務常任委員会に付託されました議案の審査並びに審査の状況と結果の報告といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続きまして、中井産業建設常任委員長。

**○産業建設常任委員長（中井 榮樹君）** 皆さん、おはようございます。

私は産業建設常任委員会の中井榮樹でございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました報告第2号、報告第6号、報告第7号、この報告3件と議案第65号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号の6件についての委員会での審査報告をいたします。

1番目に報告第2号でございますが、専決処分の承認について、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第5号）であります。主な質疑につきましても、道路新設、海老谷の改良事業で手間取ったとのことですが、原因として特別な事情があったのか、また手間取ったということで土木債まで減額している。残された部分の進行上、財源的に支障はないのかとの質問に対し、関係者の方の反対とかではなく、現地と公図との食い違いがあり、その整理に手間取ったものである。また来年度以降の財源については、財政部局との調整の中で、一定、計画に合わせた形で進捗を図っていくとの答弁でありました。また、二つ目には、隠れた部分に排水路とか、公図にあって現地になかったなど、

隠れた部分とはどういうことかとの問いに、公図には別の位置にあって、現地では暗渠になっていて水路敷があったということで、隠れた部分という表現をしたものであるとの答弁等がありました。その他の質問もありましたが、結果として、報告第2号、専決処分の承認について、平成19年度南丹市一般会計補正予算（第5号）は、全会一致で承認すべきものと決しました。

報告第6号、専決処分の承認について、平成19年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、3件の減額を合計した704万8,000円を基金に積み立てようとするものであり、全会一致で承認すべきものと決しました。

報告第7号、専決処分の承認について、平成19年度南丹市下水道事業特別会計補正予算第5号では、長期資金借入金償還金が一時借入金利子等を専決される理由が分からない。長期返済計画を基に予算計上されていたはず。なぜ専決なのかとの質問がありました。これに対しては、繰越事業については工事完成後に借入申請をするもので、利子の確定が3月になる。最終補正に間に合わなかったので専決処分にさせていただいたとの答弁内容であり、報告第7号は全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第65号、南丹市農業集落排水処理施設条例の一部改正についてであります。この改正は美山町長谷地内に、新たに農業集落排水施設を設置することに伴い、条例に加えるためのものである。質問では番地のところで141番地ほかとあるが、何筆あるのかとの質問に、141番地が代表番号で、ほか142番地があり、2筆であるとの答弁であります。また美山地内の集落排水事業は完了したと受け止めているが、合併処理浄化槽の進捗率はどうかとの質問に、旧美山町内については農業集落排水の処理区は6処理区で最後の処理区となり、すべて完了となる。合併処理浄化槽との関係は約半分が農業集落排水、あと半分が合併処理浄化槽となるとの答弁がありました。審査の結果、議案第65号、南丹市農業集落排水処理施設条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決しました。

5番目に、議案第67号、南丹市道路路線の廃止について、続きまして、議案第68号、南丹市道路路線の認定について、議案第69号、南丹市道路路線の変更については、ほ場整備事業、いわゆる府営ほ場整備事業三俣川地区の第5換地工区八木町青戸管内のほ場整備が完了し、今、換地処分登記が実施されている。これに伴い、新しく付け替えられた市道の廃止なり、認定をしていこうとするものであります。よって、議案第67号、議案第68号、議案第69号の3議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第70号、平成20年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築工事の協定締結についてであります。これは準用河川板野川の河川改修に伴い、18年度・19年度に引き続き、JR西日本に施工委託するための協定を締結するもので、協定金額は2億515万8,000円です。本年度が最終年度となるものであります。議案第70号は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第71号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第1号）の審議内容は、一つ

には河川維持事業で委託料の歳出が80万4,000円の増額であるが内容は、また集落に委託している部分が何件あるか、距離はどれぐらいか、そして、市の上乗せはないのかとの質疑に、割当が増えた理由の詳細は聞いていない。要望もしていない。市の補助は1,000円、2,000円の端数については市が持ち出ししている。委託集落数は71地区、距離は約11kmであるとの答弁でありました。二つ目に都市計画街路事業で、土地の代替地の一時取得という説明があったが、取得して、次に第3の売払いまでの期間はどれぐらいか、また一時取得という手法は単なる1個人に対して行うのか、登記の手数料などが発生するのではとの質疑に、6月から9月にかけて買い取り、売払いを計画している。手法については公有地の拡大推進のための法というものがあり、売り手、買い手が成立した場合に先行で一時取得すると、用地買収をかけていく。それについては税法上の優遇措置があるとの答弁でありました。三つ目に畜産振興事業で54万7,000円の補助金があるが、新車を購入するときの補助か、それともダンプの部分に乗せるものか、また軽トラック、2t車、4t車によって容器の値段が違うが、どういう形で価格設定が出てきたのかとの質問に、荷台に強化プラスチックの容器を付ける。新たな車両は必要がない。また今回の対応については2t車であり、容器について、それぞれ規格が3種類ある。3酪農家の補助で、事業主体はJA京都、そこから個人に貸与するものとの答弁でありました。四つ目に京のがんばる農家緊急支援事業で、燃料高騰による緊急的支援が受けられる5ha以上の対象となる団体数はどのぐらいか、また団体に周知されているのかとの質疑に、平成20年度、21年度に取り組む事業で、この2年間に活動されていて、更新を希望されるところは順次相談していきたい。また農作業受委託の組織は園部が8、八木が7、日吉が7、美山が13、計35組織でやっただいている。周知については各支所、農協共同で照会をかけているとの答弁でありました。その他にも多くの質疑がありましたが、議案第71号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第1号）は、全会一致で可決すべきものと決したところでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、産業建設常任委員会に付託されました報告3件、議案6件に対する審査報告とさせていただきます。

議員の皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、松尾厚生常任委員長。

委員長。

**○厚生常任委員長（松尾 武治君）** おはようございます。

それでは厚生常任委員会に付託されました報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第10号、議案第64号、議案第71号、議案第72号につきまして、去る6月19日に厚生常任会を開催しまして慎重に審査いたしましたので、結果報告をご報告いたします。

報告第1号、専決処分の承認について、南丹市福祉医療の支給に関する条例の一部改正については、全員で承認されました。

報告第2号、専決処分の承認について、平成19年度南丹市一般会計補正予算は、全員によりまして承認されました。

報告第3号、専決処分の承認について、平成19年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は、全員の賛成によりまして承認されました。

報告第4号、専決処分の承認について、平成19年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全員で承認されました。

報告第10号、専決処分の承認について、南丹市手数料徴収条例の一部改正については、全員で承認されました。

議案第64号、南丹市立保育所入所児童通園バス使用料条例の一部改正については、全員で可決されました。

議案第71号、平成20年度南丹市一般会計補正予算（第1号）は、全員で可決されました。

次に、議案第72号、平成20年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、全員で可決されました。

以上、誠に簡単ですけれども、厚生常任委員会に付託されました報告、議案の審査結果の報告といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告に基づき、発言を許します。

まず、3番、高野美好議員。

高野議員。

**○議員（3番 高野 美好君）** おはようございます。

日本共産党・住民協働市会議員団を代表いたしまして、報告第8号、専決処分の承認について、承認に反対の立場から討論を行います。

本件は、本年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が成立、公布をされたことにより、南丹市税条例の一部を改正をすとして、4月30日付で専決処分を行ったので、議会の承認を求めるとした案件であります。条例の制定、改廃については、地方自治法第96条第1項第1号において、議会の議決を得なければならないことになっております。しかし、地方税法第179条第1項で、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を召集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、市長の権限によって専決処分できると定めております。すなわち、条例の施行日

までに議会を召集する時間的余裕がない場合に限って、専決処分できると定めているものであります。地方税法の改正に伴って、税条例は毎年とっていいほど改正はされていますが、国会の審議が遅れ、3月市議会会期中には条例改正することができず、4月1日施行を余儀なくされ、専決処分するのが通例となっております。ところが、本条例改正案を精査してみると、改正条例の多くが平成21年度以降に実施するとなっております。改正条例第47条の2項では、公的年金等にかかる所得にかかる個人の市民税の特別徴収として、65歳以上の公的年金受給者から、公的年金にかかる個人住民税の所得割額と均等割額を、平成21年度から年金から天引きするというのを、新たに追加する内容となっております。年金からの天引きについては、本年4月から実施をされました後期高齢者医療制度でも導入をされ、国民から大きな反発をかい、見直しもやむなしという状況となっております。6月11日の本会議質疑において、佐々木市長は地方税法の改正に基づいて行ったものであり、最良の判断であると答弁をされました。少ない年金で生活を余儀なくされている高齢者を直撃する条例改正、しかも、実施期日は来年度となっている改正をなぜ今、専決処分しなければならないのか。議会の議決権を奪う重大問題であるとともに、佐々木市長の見識を疑うものであります。本件の付託を受けた総務常任委員会に仲村副市長が出席をし、国と同一歩調で条例改正しようと専決処分したが、今後はより精査をして、議会の権能を侵さないようにしたいと、本会議での市長答弁を事実上訂正をされました。税条例の改正は、全国どの市町村も行っておりますので、状況を調査してみると、本市のように一括専決処分をしている市町村もあれば、施行日が到来していないものについては議案としている市町村に分かれています。隣の亀岡市では、年金からの天引き条項については専決処分はされておられません。その点で言えば、担当部課において市民の目線に立って、真剣に精査をすれば、すべてを専決処分すればいいとはならないはずであり、職員の資質も問われるところでもあります。専決処分は議会の承認が得られなかった場合においても、法律上、処分の効力に影響はないとしていますので、今さら何を言ってもしかたがないとお考えの議員諸侯もおられるかと思いますが、住民代表として選ばれた市議会議員の議決権を奪う重大な案件であるということをご認識をいただき、本討論にご賛同いただきますことを申し述べて、報告第8号、専決処分の承認について、承認反対の討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、21番、松尾武治議員。

松尾議員。

**○議員（21番 松尾 武治君）** 議案8号、専決処分の承認について、南丹市税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

付託先の総務常任委員会における副市長の説明も、議会運営委員会での市長の説明も、一貫して、今後は179条に基づいて精査すると言われております。総務委員会では副市長により、今回の専決が議会の権能を侵しているという意識があったのかという質問は、正論ではスタンスが議論の中で少し疎かになったと言われておりますが、市民の利益

に大きく影響する案件については専決すべきものではなく、議会での審査により決するものである。今回の専決には市民に対する配慮が不足していることに対する理事者の釈明が不明確と考えます。税条例と地方税法の改正にかかわる市町村向けに出されております文献によりますと、専決処分とは条例は議会の議決を経て制定されるものが大前提であるが、一定の場合において、地方公共団体の長が議会の議決すべき事項を議決を経ずに有効に成立させる処分を自らが行うことをいうと、示されております。税条例についても要件を十分に充足している限り、専決することは可能である。ただし、税条例の改正という事項は住民の負担に大きく影響を与えることになるので、可能な限り議会に諮るという基本がある。法改正に伴う税条例の改正は、議会を召集する暇がないという理由で専決処分をされることが多いが、個々の改正条文の施行日を確認し、真に暇がない改正部分についてのみ専決処分とし、次に開催される議会で審議をしても、施行期日との関係上、問題がないものについて議会に諮るというように、慎重に取り扱いをしなければならないと考えるべきである。以上のように解説をされています。自治大阪の文献を引用させていただきました。まったく同感の文献がありました。今回の専決処分の扱いは府内市町村でそれぞれ異なり、京都市を除き、一括で専決を行ったのは6市町村、分割で行ったのは8市町村となっております。市民の目線で自治法の179条を解釈する市町村長と、行政の立場で179条を解釈する市長の政治姿勢によって、大きく分けられるものと考えております。国の扱いが一体的に行われたからと、システム上の理由が示されていますが、法の精神からすると、行政側の言い訳であり、市民の立場に立っていないこととなります。いずれの場合においても、理事者の答弁に179条による専決を理事者の特権のように解釈されていることが伺えますが、常任委員会では議会の権能について触れられています。しかし、市民に立った対応の的確は明確に示されておられません。施行期日に課題が残る条項もあることから、今回の専決処分を不承認ということは叶いません。今後の対応は、市民に立った運用が行われるものと確信して、賛成の討論いたします。

**○議長（吉田 繁治君）** 続いて、11番、川勝儀昭議員。

川勝議員。

**○議員（11番 川勝 儀昭君）** 議席番号11、活緑クラブ、川勝儀昭であります。

私は、議案第71号、南丹市一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場で討論いたします。

今回、一般会計において歳入歳出それぞれ6,578万5,000円が補正予算として計上されております。そのうち、民生費において福祉医療費支給事業やすこやか子育て医療費助成事業等において4,565万円計上されております。3月定例議会において、関連する条例改正案が厚生常任委員会で否決となり、本会議においても全会全員一致で否決となったところであります。言うまでもありませんが、我々議員は合併協議により旧4町からそれぞれ人口割合において、おおよそ公平に均等割で選出されておま

す。八木町から美山町まで、全市にわたる住民の皆さんの代表として、全市の住民の意見や思いを受け止めたなかでの否決という議決結果であったと、確信するものであります。そして、その議決結果を佐々木市長自ら真摯に受け止められ、今議会において現行どおりの施策として、補正予算を組まれたことは、まさしく民意の反映であり、子育て支援や福祉施策の向上につながるものであります。また、佐々木市長の公約どおり、現行施策に加え、ますますの子育て支援や福祉施策の向上につながるものと確信し、本提案に対し、賛成といたします。

議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

**○議長（吉田 繁治君）** ほかに特に討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** ないようでございますので、討論を終結をいたします。

これより順次採決をいたします。

まず、報告第1号から報告第10号までの専決処分案10件のうち、報告第8号を除く専決処分承認案9件を一括して起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案承認であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、報告第8号を起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案承認であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第63号から議案第74号までを一括して、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案委員長報告のとおり、決することに賛成者の起立を求めます。

（起立全員）

**○議長（吉田 繁治君）** 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 意見書（案）

**○議長（吉田 繁治君）** 次に、日程第2「意見書（案）」を議題といたします。

お手元に配布のとおり、議案は2件であります。

事務局長に件名を朗読させます。

**○事務局長（勝山 秀良君）** 件名を朗読いたします。

後期高齢者医療制度の廃止等を求める意見書（案）。長寿（後期高齢者）医療制度の早期改善を求める意見書（案）。

以上、2件であります。

**○議長（吉田 繁治君）** ただいまの件名の朗読で、議案の内容はご承知願えたものと思  
います。

これより質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

この際、特に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（吉田 繁治君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告により発言を許します。

まず、2番、大面一三議員。

大面議員。

**○議員（2番 大面 一三君）** 議席番号2番、日本共産党・住民協働市会議員団所属の  
大面一三でございます。

議員団を代表いたしまして、提案されております後期高齢者医療保険制度の廃止等を  
求める意見書（案）について、賛成する立場で討論を行ってまいります。また同時に  
出されております早期改善を求める意見書案については、単に改善を求めるものではなく、  
制度内容の周知を図れば、国民の理解が得られると、制度存続を前提としているもので  
あり、到底、賛成できるものではございません。

後期高齢者医療保険制度は75歳という年齢を重ねただけで、今まで入ってらした国  
保などから強制的に追い出しを受け、高い負担を無理やり押し付けられることになって  
おります。その上、本人に何の断りもなく、年金から天引きするという内容のものであり  
ます。共済や健保で、今まで扶養家族として保険料を納めていなかった人、収入ゼロの  
人も含め、すべてのお年寄りから保険料を取り立て、また、今、人生を全うしようと  
する人からも取り上げるものであります。生存権そのものを脅かし、人間の尊厳を著しく  
損なう最悪の制度でございます。その上、また必要な医療を受けられなくする空前の改  
悪制度であります。包括診療などで医療の制限が行われ、受診抑制につながることなど、  
制度の根本問題が次々に明らかになっております。保険料の大幅値上がりにも、抗議や  
問い合わせが殺到している状況であります。政府自民党、公明党の与党が制度の仕組み  
としては、これまでの保険料よりも安くなる。特に、所得の低い人には安くなるなどと  
後期高齢者医療制度をアピールをこの間、してまいりました。ところが、厚生労働省が  
過日、発表いたしました調査結果においては、負担増になった人は所得が低い人ほど多

く、所得が高い人ほど少ないという政府与党の説明とは、まったく逆の結果が出ております。政府与党は高まる批判の下、早くも扶養家族の高齢者からの保険取立てを半年間、凍結するなど、見直しを言い、新たに低所得層の保険料の軽減を実施するとしておりますが、保険料の2年ごとに見直しがされる、天井知らずに引き上げされる仕組みが、厳然として存在し、作られております。また滞納すれば保険証を取り上げるなど、高齢者の命を危険にさらす血も涙もない制度であると言えるのではないのでしょうか。また受けられる医療と言えば、75歳以上は検診が行政の義務ではなくなり、次々、後退がおきようとしております。4月からの診療報酬改定で、外来医療は後期高齢者診療科という医療費の頭打ちである定率制が導入され、入院医療についても、追い出しがいつそう激しくなる仕組みが作られております。終末期相談支援料の制度も費用削減へ、延命治療には控えめにと、促すようなものだと非難ごうごうのものであります。あげくの果てが埋葬料まで減らされる地域も、各地に出ているという、とんでもない差別医療の姿が浮き彫りに、今、なっております。何で、こんな制度になるのか、政府の説明は75歳以上の人は複数の病気にかかって、治療に時間がかかる、また認知症の人も多い。いずれ、この方々は死を迎える。要するに、やがて死ぬのだから、お金をかけるのはもったいないというものであります。そもそも、いずれ死を迎えるという規定を75歳という年齢で区別して、持ち出すこと自体、制度の趣旨、出発点が間違っているものであります。今年、6月6日には参議院で、民主党、日本共産党、社民党、国民新党の4野党が提出しました後期高齢者医療保険制度廃止法案が賛成多数で可決されました。自民党内におきましても、後期高齢者医療保険制度の見直しを求める議員連盟が41名の参加で立ち上げられ、元閣僚でさえ、財政上の負担ばかりが優先され、人間味が欠けていると嘆いている始末であります。また保守の長老も堀内自民党元総務会長は、この制度について、まさに姥捨て山以外の何ものでもないと言い、塩川元財務大臣は自宅に届いた後期高齢者医療保険制度の通知に、その紙切れは、私の人生を否定する何ものでもなかったと感想を述べております。中曽根元首相もテレビで、名前が実に冷たい。愛情の抜けたやり方に老人全部が反発をしている。至急に元に戻して考え直す姿勢を、はっきり示すことを求めています。当地元におきましては、田中英夫前衆議院議員が最近のピラで、後期高齢者医療制度は廃止・中止に戻し、一から議論をし直すべきと主張されている。また、今、今議会に出されました京都府保険医協会からの廃止を求める陳情も出されております。このように各層、各界での怒りの声と中止を求める声が、今、大きく広がっているという状況であります。政府と自民・公明党はこうした国民の批判に押されて、説明不足だったと言いつくし、一時的な見直しを言っておりますけれども、申してきましたようにこの制度は、存続すれば存続するほど国民を苦しめる仕組みであります。長寿医療などとは正反対に利用削減のための高齢者を差別する制度であります。こんなものは廃止するしかないものであります。国民から総スカンを受けている問題の多いこの制度は、一旦、中止・廃止をして、3月まで実施をしておりました老人健康保険法に戻し

て、財源問題を含め、国民すべてが安心できる医療制度について、国民的討論で合意をつくっていくことが必要と考えます。小手先だけの見直しでは、お年寄りの苦しみは決してなくなりません。根本から非人間的であり、お年寄りを敬う発想ではなく、医療費がかさむからと財政上の運営の発想から、この制度が作られているとしか考えられないものであります。今まで、曲がりなりにも日本は古希・喜寿・米寿と老人を敬う社会であったものを、制度的に年寄りを疎んじる社会、日本にしてしまうこととなります。申し上げてきましたように後期高齢者医療制度は、単なる見直しではなく、廃止、中止すべきものであります。

以上、後期高齢者医療制度は廃止、白紙に戻し、一から議論をし直すべきだと強く皆さん方に訴え、後期高齢者医療制度の廃止等を求める意見書が議員諸氏の圧倒的な賛同を得ますように心から訴えまして、当意見書の賛成討論といたします。

どうかよろしく願い申し上げます。

**○議長（吉田 繁治君）** 次に12番、藤井日出夫議員。

藤井議員。

**○議員（12番 藤井 日出夫君）** 皆さん、おはようございます。

議席番号12番、活緑クラブの藤井日出夫です。ただいま議長のお許しを得ましたので、長寿医療制度の早期改善を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

ご存知のとおり、私は議員の中でもいちばん年齢がいて一人であり、また年金受給者の一人でもございます。今、この長寿医療制度については、日本中激論を交わしております。ただいまもいろいろな論議が行われました。しかしながら、この制度は私たち高齢者にとっても、また全国民の医療制度各種についても、財源を元にした非常に、慎重にあるべき議論深い内容のある制度だと思っております。ご存知のとおり、今の国は少子高齢化ということで、この制度を立ち上げるためには、たいへん厳しい状況であるということは重々私も承知はいたしておりますけれども、また反面、今日までのこうした反映の中になった元を作ったと、この世代に築き上げた尊いこの歴史を、私は見逃すわけにはきませんし、こうした内容を含めるときに、この世代、将来、老齢になったときに安心して医療が受けられる状況を作り上げることが、いちばん寛容ではなかろうかと思っております。こうしたときに、国民的視野に立った論議をもう少し徹底して周知、我々にも分かり易い制度であったならば、ここまで論議が集中しなかったのではないかと思いますときに、私はこの制度こそ、今後、私たちが高齢者になっても、また万が一、医療にかかわるときがあっても、安心して生活ができる制度に確立を求めるべきだと思っております。見直すべきは見直して、より堅実な保険制度・医療制度を作り上げていただくことが今、必要ではないかということを思いますときに、本議案の意見書の提案に対して、内容含めて私は賛成をいたしまして、簡単ではございますけれども、賛成の討論とさせていただきます。

**○議長（吉田 繁治君）** ほかに、特に討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 以上で、討論を終結いたします。

これより、2件を順次採決をいたします。

まず、後期高齢者医療制度の廃止等を求める意見書(案)を起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成者の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(吉田 繁治君) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、長寿(後期高齢者)医療制度の早期改善を求める意見書(案)を起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり、決することに賛成者の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(吉田 繁治君) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

---

### 日程第3 閉会中の継続調査申出について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第3「閉会中の継続調査申出について」を議題といたします。

会議規則第104条の規定により、お手元配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、取り計らうことにいたして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 異議なしと認め、さよう決します。

---

### 日程第4 議員の派遣について

○議長(吉田 繁治君) 次に、日程第4「議員の派遣について」を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第159条の規定により、お手元に配布のとおり、京都府市議会議長会定期総会に副議長を派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田 繁治君) 異議なしと認め、さよう決します。

次に、人権擁護委員候補者の推薦について、市長より人権擁護委員法第6条第3項の規定により、お手元に配布のとおり、同委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を求められています。本件については異議がないとの意見を述べることにしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(吉田 繁治君)** 異議がないようでございますので、さよう取り計らいをいたします。

-----  
**○議長(吉田 繁治君)** 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。  
今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、平成20年第2回南丹市議会6月定例会を閉会といたします。

たいへん、ご苦勞さんでした。

**午前10時58分閉会**

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

南丹市議会議長 吉田繁治

南丹市議会議員 大西一三

南丹市議会議員 外田誠